

「ご契約のしおり・約款」改定のお知らせ

2015年8月2日より、変額保険（終身型）の商品内容を改定いたします。また、変額保険（終身型・有期型）、変額個人年金保険の特別勘定の運営に要する費用（以下、特別勘定運営費用といいます）について、2014年度の控除率の実績のご案内をいたします。

ご契約の契約日が2015年8月2日以降となるお客さまにつきましては、2015年5月2日版の「ご契約のしおり・約款」を下記のとおり改定いたしますので、本紙とあわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

記

●改定内容

1. 変額保険（終身型）の商品内容の改定

契約日が2015年8月2日以降となるご契約より、特別勘定の繰入比率を指定・変更する場合や積立金を移転する場合、株式型・日本成長株式型・世界コア株式型・世界株式型の4つの特別勘定の割合は、合計50%までとします。

※変額保険（有期型）および変額個人年金保険は、上記改定の対象ではありません。

2. 特別勘定運営費用の2014年度の控除率の実績についてのご案内

※2015年3月末現在の投資信託の信託報酬（税込）は、本誌記載の内容と変更はありません。

■ご契約のしおり（波線部分が追記・変更箇所になります）

1. 変額保険（終身型）の商品内容の改定

(1) 変額保険（終身型）のページ（P.32）

「運用対象は8つの特別勘定からお選びいただけます。」の内容について、以下の文章を追記いたします。



■特別勘定の繰入比率を指定・変更する場合や積立金を移転する場合、株式型・日本成長株式型・世界コア株式型・世界株式型の4つの特別勘定の割合は、合計50%までとします。

■特別勘定については、P.36「特別勘定の種類と運用リスク」をご覧ください。また、詳細については、「特別勘定のしおり」をご参照ください。

(2) 特別勘定の種類と運用リスクのページ（P.36）

「8つの特別勘定をご用意しています。」の内容について、以下の文章を追記いたします。



■変額保険（終身型）について、特別勘定の繰入比率を指定・変更する場合や積立金を移転する場合、株式型・日本成長株式型・世界コア株式型・世界株式型の4つの特別勘定の割合は、合計50%までとします。

2. 特別勘定運営費用の2014年度の控除率の実績についてのご案内

(1) 諸費用についてのページ (P.38)

「特別勘定運営費用」の2014年度の控除率(年率・税込)の実績をご案内いたします。

特別勘定の運営に要する費用については、積立金から実費を控除します。なお、2014年度の控除率(年率・税込)は次のとおりです。

株式型	日本成長株式型	世界コア株式型	世界株式型
<u>0.0435%</u>	<u>0.2347%</u>	<u>0.4032%</u>	<u>0.3736%</u>
債券型	世界債券型	総合型	短期金融市場型
<u>0.0370%</u>	<u>0.1220%</u>	<u>0.0388%</u>	<u>0.0370%</u>

▶ 上記の控除率はあくまでも2014年度の実績です。運営費は実費を控除していますので、今後も表中の控除率が継続するわけではありません。

■約款 (波線部分が追記・変更箇所になります)

1. 変額保険の商品内容の改定

(1) 変額保険(終身型)の普通保険約款 第4条第1項を次のとおり変更します(P.149)。

(積立金の移転)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内でいつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、積立金の移転の回数は、年12回を限度とします。

(2) 変額保険(有期型)の普通保険約款 第4条第1項を次のとおり変更します(P.165)。

(積立金の移転)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内でいつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、積立金の移転の回数は、年12回を限度とします。

(補足説明) 変額保険(有期型)について、普通保険約款は改定しますが、2015年8月2日の商品内容の改定の対象ではありません。

以上